

## 地方自治体における弁護士をはじめとする 法曹有資格者の活用に関する意見交換会

日時 2012年1月26日(木)午後2時30分～5時  
場所 アットビジネスセンター(東京都中央区)

2012年1月26日、地方自治体における、弁護士をはじめとする法曹有資格者の活用に関する意見交換会が開催されました。

今回の意見交換会は、地方自治体における法曹有資格者の活用に関する取組みをご紹介し、地方自治体の業務に法曹有資格者が関与することや、法曹有資格者を地方自治体内部に職員として登用することの有用性について、相互の理解を深めることを目的として開催されました。

当日は、まず地方自治体向けの債権管理に関する研修を行い、その後の意見交換会では、現に地方自治体の職員として活躍する法曹有資格者4名に加え、法曹有資格者を採用しておられる町田市の鷲北秀樹副市長にもご出席いただき、意見交換を行いました。

関東一円の地方自治体に参加を呼びかけたところ、多数の申込みがあり、39自治体、69名の方にご参加いただきました。

### 1 開会挨拶

まず、主催者を代表して木津川迪洽日弁連副会長による開会挨拶の後、日弁連若手法曹サポートセンター副本部長・組織内弁護士サポートPTの谷垣岳人座長が趣旨説明をして始まりました。

### 2 地方自治体向けの債権管理に関する講演

須田徹弁護士から、「自治体が有する債権の管理回収について 債権管理にかかる地方自治法の規定を中心に」と題して講演が行われました。

レジュメにそって、地方自治法の公債権・私債権への適用に関して法律の複雑な規定が分かりやすく整理され、自治体の債権管理に関する豊富な経験に基づき、実務上の留意点を交えながら、適切な債権回収の在り方について詳細な説明が行われました。

### 3 意見交換会

#### (1) 自治体における職員登用の現状説明、及び法曹有資格者の活用状況の説明

まず若手法曹サポートセンター組織内弁護士サポートPT委員の古田雄久弁護士から、自治体における法曹有資格者の職員登用の現状について説明がありました。

2012年1月現在、全国15の自治体において、常勤職員として合計23人（うち、任期付職員が13名）が採用されていることが紹介されました。これに加え、2012年にかけて新たに採用予定の自治体が複数あることが紹介されました。

事前に実施したアンケートにおいて自治体の関心が高かった任期付職員の給与についても、常勤の任期付職員の場合に、月額49万円程度を基準に、採用1年目で年700万円程度、2年目以降で750万円程度の条件で募集が行われている実例などが紹介されました。

また、採用された法曹有資格者の職務内容についても、福岡市子ども総合相談センターにおける児童虐待防止に関する業務など、多岐にわたっている旨説明がありました。

次に、同PT委員であり自治体からの法律相談の経験が豊富な伊東健次弁護士から、自治体における弁護士の活用状況について説明がなされました。

任期付職員等の常勤職員のほか非常勤職員として活用するケース、議会事務局の仕事をする例、行政ADRの調停委員のような仕事をする例、事業仕分けにおける行政評価の過程において弁護士が活用されている例などが紹介されました。

なお、出席者には事前に法曹有資格者の活用に関する論稿や現状をまとめた資料が配布されました（本報告書の末尾に一覧があります）。

## (2) 意見交換

次に、以下の出席者を中心に活発な意見交換が行われ、伊東健次弁護士がコーディネーターを務めました。なお、意見は全て個人の意見であり、所属する組織の意見を述べるものではありません。

・ 鷲北秀樹氏：町田市副市長

（以下、自治体職員として活躍中の法曹有資格者）

- ・ 貫井彩霧氏：東京都総務部政策法務担当課長
- ・ 佐藤真代氏：神奈川県政策局政策調整部政策法務課主幹
- ・ 秋山一弘氏：東京都町田市総務部法制課法務担当課長
- ・ 帖佐直美氏：流山市総務部総務課政策法務室長併任議会事務局書記

### 法曹有資格者の自治体職員としての活用事例（担当業務）の紹介

自治体職員として活躍中の法曹有資格者から、実際に担当している業務として、次のような多様な業務が紹介されました。

法律の解釈全般、各部署からの法律相談、新規事業や事業撤退の場面における法律上の問題の分析、損害賠償額の決定、自治体が当事者となる訴訟の指定代理人、条例等の法令審査、職員に関する裁判実務の研修、契約書や判決書などの書面のチェック、裁判関係、異議申立・不服申立てに対する対応、選挙の際の効力判定に関する業務、その他、顧問等の外部の弁護士と異なり、常に庁内にいるため各部署からの相談等にタイムリーに対応する必要がある業務

### 法曹有資格者の募集の経緯及び有用と思われる業務

町田市の鷲北副市長から、同市における採用の経緯として、一般職の特定任期付職

員に関する条例に基づいて採用したこと，訴訟，行政不服申立て，行政法律相談の事務を所掌することを特命として法曹有資格者に委ねたことに加え，政策法務に関するラインの担当者との役割分担と協働に努めていることが紹介されました。

また，会場の参加者から，次のような発言がありました。

- ・ 長年の懸案事項について外部の顧問弁護士と協働して訴訟で解決した際に，職員として法曹有資格者を採用することにより能動的に課題を解決できるのではないかと，という示唆を顧問弁護士から受けたことをきっかけに，市長，副市長に相談した結果，有意義な活用方法であると評価されたことから採用を決めた（既に法曹有資格者の採用実績のある自治体）。
- ・ 既に法曹有資格者を採用している三重県の名張市の活用事例を視察して調査し，非常に有意義な活用方法であることが分かり，新規に採用することにした（近時に法曹有資格者を採用した自治体）。
- ・ 行政不服審査案件が相当数滞留しており，その対応をすること，対応する担当職員の管理をする際にも，専門的能力が必要と考えた（新たに法曹有資格者の募集を開始した自治体）。

続いて，町田市の鷲北副市長から，職員の法務に関する能力開発を課題として考えていること，多数の訴訟を適切に管理することを目的に法曹有資格者を採用することにしたこと，自治体が求める法曹有資格者の人物像（資質・能力・経験等）については，職員の能力向上を一つの目的にしていることで，職員が気軽に相談できる人物であることや，職員が未知の問題に遭遇した際や，現場を見る必要がある事案などについて，気軽に相談できることが重要であること，採用した法曹有資格者は，期待通りの活躍をしてくださっていること等が紹介されました。

法曹有資格者の登用が有用と思われる業務とは？

事前のアンケートの中にあつた「一般の弁護士が地方行政について豊富な知見を有しているとは限らない中で，活用して有用と思われる業務にはどのようなものがあるか？」との質問に対し，職員として登用されている法曹有資格者の方から，次のような活用事例や意見が紹介されました。

- ・ 政策法務に関する人材育成の観点から，各局に配置されている文書係の職員を対象として，年に2回研修を行っており，その際に，職員から寄せられる相談の概要，回答，参考になる判例をまとめた政策法務事例集を作成し，活用している。
- ・ 管理職候補者向けの政策法務研修や全庁向け研修の講師を行っている。弁護士は話しをしたり，教えるのが好きという人が多いので，人材育成を行ううえで講師として使い勝手がよいと思われる。
- ・ 損害賠償については，法曹有資格者が得意とするところであり，警察・消防の緊急走行に伴う損害賠償，道路の瑕疵に伴う損害賠償，台風などの災害に伴う損害賠償などの請求があつた際に活用できる。
- ・ 弁護士は行政法に精通していないことが多いが，弁護士にそのような点を期待するのではなく，裁判においていかに解釈・適用されるのか，という法律解釈の専門家としての能力を期待するのがよいのではないかと。

また、町田市の鷺北副市長からは、債権管理や、問題を未然に防ぐために、法務の能力は必要不可欠であり、担当者と一緒に現場を見て、その中で法律上の解釈を示してもらえる点に意義があり、その中で職員も勉強するし、弁護士も行政に関して勉強していくので、双方にメリットがある、弁護士を職員として採用して本当によかったとの意見が紹介されました。

#### 人材の育成について

採用されている法曹有資格者から、具体的な相談の際に、職員と一緒に条文や資料、裁判例を収集したりする中で、調査の方法を身につけてもらうようにしているとの方法が紹介されました。

また、裁判の際には、必ず職員と一緒に行くようにし、裁判の進行方法や手続について法曹有資格者がレクチャーしながら、裁判の知識を身につけてもらうようにした結果、職員が1人で裁判に行くことができるようになった例も紹介されました。

#### 顧問弁護士との役割分担・連携

採用されている法曹有資格者から、自治体内に法曹有資格者がいることにより、高度な専門性を要するため外部に相談するべき事項と自治体内部で処理すべき事項の判断を迅速に行うことが可能になったこと、これにより、問題の効果的・効率的な解決が行われるようになり、既存の顧問弁護士との間で、適切な役割分担と連携が行われるようになったことが紹介されました。

#### 待遇と応募する弁護士のメリット、収入の低下によるデメリット

法曹有資格者の給与については、自治体毎に制定される、任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例・規則に基づき支給されることになっていること、月額49万円程度で募集を行っている自治体の例を素材として、若手の法曹有資格者の側から、現状の水準は満足できる水準にあるとの意見が紹介されました。

また、自治体に職員として勤務することにより、通常の弁護士業務では経験できない多様な職務経験を積むことが可能になることも、大きなメリットであることが強調されました。

#### 各参加者からの最後に一言

自治体職員として活躍している法曹有資格者の側からは、次のような発言がありました。

- ・ 各自治体が法曹有資格者をうまく使って、法務能力の向上を達成していただければ幸いである。
- ・ 現場の市民に接する部門は、従来はあまり自治体の管理部門に問題を伝えなかった部分もあるが、法曹有資格者が自治体の職員として入り職員の身近の現場に行くことにより、問題の解決につながる例もある。
- ・ 自治体に勤務して非常に有意義な経験を積むことができた。
- ・ 法曹有資格者の採用は、自治体にとって非常に役に立つと考えているので、自治

体におかれては法曹有資格者の採用を検討していただきたい。

また、町田市の鷲北副市長から、法曹有資格者の採用により、職員の法務能力が大きく向上したことを実感していること、これから法曹有資格者の採用を検討している自治体では、職員が気軽に相談できる環境づくりとそれに相応しい親しみやすい雰囲気有する人物を選ぶことが非常に重要であるとの意見が紹介されました。

#### 4 閉会の辞

終わりに、若手法曹サポートセンター組織内弁護士サポートPTの渋谷武宏副座長が閉会挨拶を行いました。非常に有意義な意見交換ができたことについて発表いただいた方々に謝辞を述べた後、日弁連としても、地方自治体における弁護士をはじめとする法曹有資格者の活用に関して、今後も引き続き情報発信などの支援を行っていく旨の発言を行い、意見交換会は幕を閉じました。

以上

## 参考 参加者配布資料の一覧

### 事前配布資料

1	任期付職員法に基づく採用状況データ(国家公務員)
1-2	人事院ホームページ「法科大学院のみなさんへ」
2	地方公共団体における法曹有資格者の採用データ
3	平成23年度富山市特定任期付職員(弁護士)採用募集案内(平成23年8月5日)
4	弁護士・修習生求人求職情報提供システムひまわり求人求職ナビ (求人情報詳細画面・和歌山市)
5	弁護士・修習生求人求職情報提供システムひまわり求人求職ナビ(チラシ)
6	町田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
6-2	町田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則
7	自治体法務研究 2007年春号 「自治体における任期付職員の役割」(貫井 彩霧)
8	自治体法務研究 2008年秋号 「自治体における弁護士の活用～一般行政職としての立場から」(鈴木 紀夫)
9	2009年4月24日都政新報記事(東京都労働委員会)
10	2011年7月29日西日本新聞記事(福岡市こども総合相談センター)
11	2011年10月15日毎日新聞記事(厚木市)
12	2011年11月29日下野新聞記事(栃木市)
13	自治体法務研究 2007年秋号 「地方公共団体の顧問弁護士の役割と課題」(楠井 嘉行)
14	自治体法務研究 2009年春号 「自治体における顧問弁護士の活用 - 訴訟の増加と職員の意識改革 - 」(水越 寿彦)
15	自治体法務研究 2010年春号 「地方自治体内部への弁護士登用～人事委員会委員からみた弁護士登用の意味～」(川上 賢正)
16	自由と正義 2010年4月号 「自治体財政の健全化と弁護士の役割 - 自治体の収入確保とその法的手法」(伊東 健次)
17	平成21年度「NOMA政策創造研究会」報告 地方自治体の「政策創造」に向けて～ハザマを乗り越えリスクをチャンスに変える～ 「行政主体としての能力獲得へ」(伊東 健次)
18	自治体法務研究 2006年冬号 「条例づくりと弁護士の役割」(須田 徹)
19	自治体法務研究 2006年秋号 「職員研修と弁護士の役割」(倉田 大介)

20	自治体法務研究2007年夏号 「行政仲裁センターの役割」(河村 英紀)
21	日経グローバル 2011年2月7日 No.165「特集 自治体の法務は大丈夫か」
別添	弁政連ニュース(25号) 「クローズアップ 座談会 自治体で活躍する弁護士大いに語る」 (秋山 一弘・佐藤 真代・中谷 大介ほか)

#### 当日配布資料

22	地方公務員月報(平成21年12月号) 「地方公共団体における法曹有資格者の活用について(一)」(植村哲)
23	地方公務員月報(平成22年1月号) 「地方公共団体における法曹有資格者の活用について(二)東京都における法曹有資格者の活用事例」(小関奈未)
24	自治体法務NAV! 「弁護士資格者の採用について」(余川章一郎)
25	自治体法務研究2008年夏号 「江戸川区の債権管理に関する取り組みと弁護士の活用」(淡路公機)

#### その他配布資料

26	平成21年4月24日 法務省「法曹有資格者の公務員登用促進に関する協議会取りまとめ」
27	日弁連は、自治体における法曹有資格者の採用をサポートします(チラシ)
28	自由と正義 2011年10月号 「特集 地方自治体で活躍する法曹有資格者」
	地方公共団体における法曹有資格者の職員登用の現状と課題(谷垣 岳人)
	町田市における特定任期付職員としての役割(秋山 一弘)
	三重県名張市における任期付き職員としての実践例 - 任期を振り返って(中谷 大介)
	任期付公務員として大阪市人事委員会に勤務して(巴山 勝旭)
	地方自治体における職務経験の任期終了後の活かし方について(伊東 健次)
	弁護士の採用の経緯～きっかけから採用後まで(石阪 丈一)

#### 注：発行

「季刊 自治体法務研究」:株式会社 ぎょうせい

「地方公務員月報」/「自治体法務NAV!」:第一法規株式会社

「日経グローバル」:日本経済新聞社 産業地域研究所

「自由と正義」:日本弁護士連合会

「弁政連ニュース」:日本弁護士政治連盟